

# I C T活用工事(松江市版)実施要領

## 1. 概要(共通)

本要領は、松江市が発注する土木工事における I C T活用工事の実施に関し、共通の事項を定めるものとする。

I C T活用を推進する工種は以下とする。

工 種	適 用
舗装工	I C T活用工事(舗装工)(松江市版)実施要領
舗装工(修繕工)	I C T活用工事(舗装工(修繕工))(松江市版)実施要領

なお、市で実施要領を定めていない工種についても、I C T活用の推進を積極的に図るものとし契約後の受発注者協議により I C T活用工事の対象にできるものとする。実施については、国の I C T活用の要領を準用するものとする。ただし、この場合費用の計上は行わないが、工事成績評定における措置を行うものとする。

### 1-1 I C T活用工事の定義

I C T活用工事とは、次の①～⑤の施工プロセスにおいて、I C Tを全部又は一部に活用する工事である。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

「一部活用」とは、①②③④のいずれかの活用を必須とする。①のみ実施する場合は、当該工事の生産性向上に資することを条件とする。

なお、やむを得ず、当初想定した施工プロセスで活用することができない場合は、受発注者間の協議により活用内容を変更できるものとする。

## 2. I C T活用工事の実施方法(共通)

### 2-1 発注方式(施工者希望型)

契約後に受注者から I C T活用工事の希望があり、受発注者間の協議が整った場合は、I C T活用工事として実施する。

### 2-2 I C T活用計画書等の提出

受注者は、I C T活用を希望する場合、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示した「I C T活用計画書」を発注者に提出し、協議するものとする。

協議により I C T活用工事を実施する場合は、受注者は I C T活用について、施工計画書に「創意工夫」の実施計画を記載し、施工完了後に実施報告書を提出する。

## 3. I C T活用工事の推進のための措置(共通)

### 3-1 工事成績評定における措置

発注者は実施報告書や現地での I C T活用状況を確認し、「創意工夫」のキーワード【施工2】において2点又は1点を加算する。

- ・全ての施工プロセスにおいて I C Tの活用を行った場合は、2点の評価とする。

・何れかの施工プロセス(①②③④に限る)においてICTの活用を行った場合は、1点の評価とする。

ICT活用を取り止めた工事については、加点対象としない。

この要領に定めていない工種において、ICT活用工事の対象とし全ての施工プロセス、または何れかの施工プロセス(①②③④に限る)においてICTの活用を行った場合は、「創意工夫」のキーワード【施工2】において1点を加点する。

#### 4. ICT活用工事の実施における留意点(共通)

##### 4-1 施工管理、監督・検査の対応

ICT活用工事を実施するにあたって、国が定める該当工種の施工管理要領、監督検査要領に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

##### 4-2 3次元設計データ等の貸与

発注者は、受注者が3次元設計データ作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与するほか、ICT施工技術を活用する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

##### 4-3 工事費の積算

ICT活用工事に係る積算は、建設工事積算基準書(以下、「積算基準」)に基づくものとする。標準積算基準にないものは国土交通省「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」及び同方針別紙の積算要領によるものとする。ただし、農業農村整備事業のICT活用工事に係る積算は、「ICT活用工事(島根県農業農村整備事業版)実施要領(試行)」によるものとする。これらに定めのないものについては、見積りによるものとする。

##### 4-4 ICT監督・検査体制の構築

ICT活用工事に精通した監督・検査職員の体制構築及び要領等を周知し、各要領等に基づいた監督・検査を実施するものとする。

##### 4-5 現場見学会・講習会の実施

ICT活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会を積極的に実施するものとする。

また、より実践的な講習会等の開催についても検討するものとする。

#### 5. ICT活用工事に関する調査等(共通)

##### 5-1 事後調査(活用効果に関するアンケート、施工合理化調査等)

事後調査を実施する場合は、その都度、別途指示するものとし、発注者の指示がない場合は、提出不要とする。

#### 附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する